

東京海洋大学海王寮自治会規約

(趣旨)

第一条 この規約は、東京海洋大学海王寮(以下「海王寮」という。)の自治会の運営及びその他必要な事項について定める。

(目的)

第二条 本自治会は、海王寮に居住する者(以下「会員」という。)に生活の場及び教育の場としての寮生活を提供し、会員が生活の面及び人間性の面における豊かさを獲得することを目的として活動するものとする。

(所在地)

第三条 本自治会を東京海洋大学海王寮内に置く。

(会員)

第四条 会員は、社会通念上の常識を遵守する者とする。

2 会員は、本規約を遵守するとともに、自治会活動に参加する義務を負う。

(役員)

第五条 自治会に次の役員を置く。

- 一 寮長：1人。本会を代表する。
- 二 フロア長：17人。各フロアを代表する。
- 三 副寮長：1人。寮長を補佐し、寮長が不在の時はその職務を代行する。
- 四 書記：2人。庶務を担当する。
- 五 会計：2人。会計を担当する。
- 六 渉外：2人。外部団体等との連絡を担当する。
- 七 行事：2人。清掃を除く自治会行事の準備及び運営を担当する。
- 八 美化：4人。寮全体の清掃の統括をする。
- 九 施設設備：2人。寮施設・設備の状況を把握、報告する。
- 十 駐輪管理：2人。二輪車の駐輪管理を担当する。
- 十一 選挙管理：3人。寮長選挙の管理及び運営を行う。
- 十二 会計監査：2人。予算及び決算の監査する。

(役員を選任)

第六条 役員を選任に関して次のように定める。

- 一 寮長は、寮生大会においてフロア長の中から選出する。
- 二 フロア長は、フロア会議において会員の中から選出する。
- 三 寮長に選任されたフロア長のフロアでは、フロア会議により再びフロア長を選出する。
- 四 副寮長、書記、会計、渉外、施設設備、駐輪管理、行事及び美化の各役員は、各フロア長の互選による。
- 五 選挙管理及び会計監査の役員は、寮生大会において会員の中から選出する。
- 六 寮長、選挙管理、会計監査の各役員はフロア長を兼務することはできない。
- 七 役員を選任及び辞任に関して必要な事項は、別に定める。

(役員任期)

第7条 役員任期は、10月1日から翌年9月30日までの1年とし、再任を妨げない。

2 補欠により再任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その任務を行わなければならない。

(会議)

第8条 本自治会に次の会議を置く。

- 一 寮生大会
- 二 フロア会議
- 三 寮務委員会

(寮生大会)

第9条 寮生大会(以下「大会」とする)は自治会の最高議決機関である。

2 大会では次の事項を審議決定する。

- 一 寮長を選任に関する事。
- 二 自治会の活動及び運営に関する事。
- 三 規約の改正に関する事。
- 四 諸規則の制定及び改廃に関する事。
- 五 予算及び決算の承認に関する事。

3 大会は定期大会及び臨時大会からなり、定期大会は4月、7月及び10月に、臨時大会は寮長

が必要と認めた場合に、開催される。

4 大会は定期大会及び臨時大会からなり、寮長が招集する。

5 大会の議長は、寮長がこれを行う。

6 大会は会員総数の三分の二以上の出席により成立し、議決は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、再度審議の後、改めて議決を行う。

(フロア会議)

第 10 条 フロア会議は、各フロアに必要な事項に関する協議を行う。

2 フロア会議は、フロア長がこれを招集する。

3 フロア会議の議長は、フロア長がこれを行う。

4 フロア会議は、構成員の過半数以上の出席により成立する。

5 フロア会議は、毎月開催するものとする。ただし、フロア長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(寮務委員会)

第 11 条 寮務委員会は、大会の決定に基づき、自治会を運営する。

2 寮務委員会は、寮長、副寮長、書記、会計、渉外、施設設備、駐輪管理、行事及び美化の各役員で構成する。

3 寮務委員会は、寮長がこれを招集する。

4 寮務委員会の議長は、寮長がこれを行う。

5 寮務委員会は、構成員の三分の二以上の出席により成立する。

(行事)

第 12 条 自治会は本規約第 2 条に基づき、自治会行事の開催及び自治会参加行事への参加を行わなければならない。

2 会員は、自治会によって指定された自治会行事及び自治会参加行事へ参加しなければならない。

3 次の行事を自治会行事とする。

一 寮生大会

二 フロア会議

三 フロア掃除

四 寮庭清掃

五 大掃除

六 防災訓練

七 その他自治会が認めた行事

4 次の行事を自治会参加行事とする。

一 春季及び冬季カッター訓練

二 大学祭

三 その他自治会が認めた行事

(懲戒)

第 13 条 会員が本規約に反する行為を行った場合、自治会は本規約に規定された範囲内で、当該会員に対し適切な処置をとることができる。

2 会員が次の各号の一に該当し、自治会が必要と認めたとき、大学当局に対して退寮処分の要請を行うことができる。

一 自治会行事及び自治会参加行事を、病気、忌引、交通機関の事故、火災、風水害等による罹災、学業の都合等の止むを得ない理由なくして、単一年度中に 10 回以上欠席した場合

二 会員もしくはその関係者の行為が、他人または公共の施設に迷惑・危害を及ぼし、寮生活の秩序を乱す場合

3 自治会が大学当局に対して退寮処分の要請を行う場合、関係者に対して聴取を行い、当該行為の軽重のほか、本人の性質および平素の行状、行為の他の学生に与える影響、処分の本人および他の学生におよぼす訓戒的効果等の諸般の要素について、第 2 条に照らし合わせ十分検討しなければならない。

(経費)

第 14 条 自治会の収入は、会費、寄付金及びその他とする。

2 会員は、自治会費を納めなければならない。

3 中途退寮の場合、自治会費の返還は行わない。

4 経費に関して必要な事項は、別に定める。

(会計年度)

第 15 条 会計年度は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

2 会計年度が終了した時は、速やかに決算を行い会計監査により監査を受けて、大会の承認を受けなければならない。

(規約の改正)

第 16 条 本規約の改正は、大会において出席した会員の三分の二以上の賛成によるものとする。

附 則

1 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。